

第11回 平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会

今後の協議の進め方について

令和8年9月8日



平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会について

設置目的

平成筑豊鉄道沿線地域に係る地域公共交通計画の作成と実施に関する協議を行うために設置

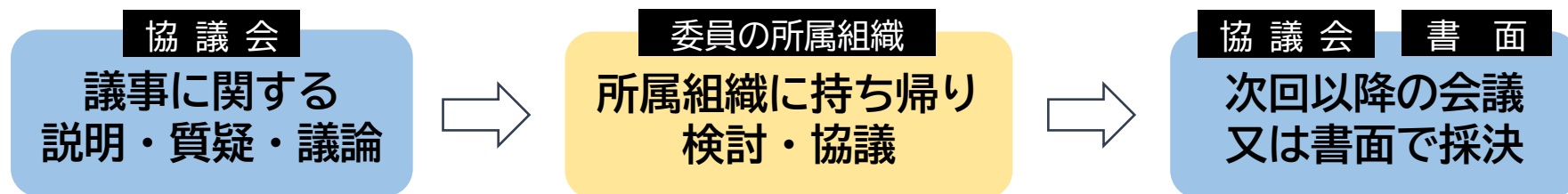
(根拠：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項)

関係者の合意形成の場

運営方法

- ▶座長・事務局 座長は福岡県交通政策課長、事務局は福岡県交通政策課
- ▶定足数 全委員の過半数（代理出席可）
- ▶公開・非公開 会議は非公開で行い、会議終了後、議事の概要を速やかに公表
- ▶議事の採決 出席委員の過半数（棄権可） ※全委員は協議結果を尊重する義務あり
- ▶採決の流れ

重要な議事に関する採決は、各委員の属する組織内での検討及び関係者との協議を行う時間を十分確保するため、次回以降の会議又は書面で行う



目標

令和8(2026)年度

決定された路線バス案に基づき
地域公共交通計画を作成

令和9(2027)年度

- ・地域公共交通利便増進実施計画を作成
- ・国の補助制度等を活用し、バス運行準備

令和10(2028)年度

- ・地域公共交通利便増進実施計画を改定
- ・国の補助制度等を活用し、バス運行準備

令和10(2028)年度中

バス運行開始

第11回協議会(令和8年9月8日開催)において、鉄道運行終了時期は、バスの運行開始に向けたスケジュールを再確認したうえで検討することとなった。

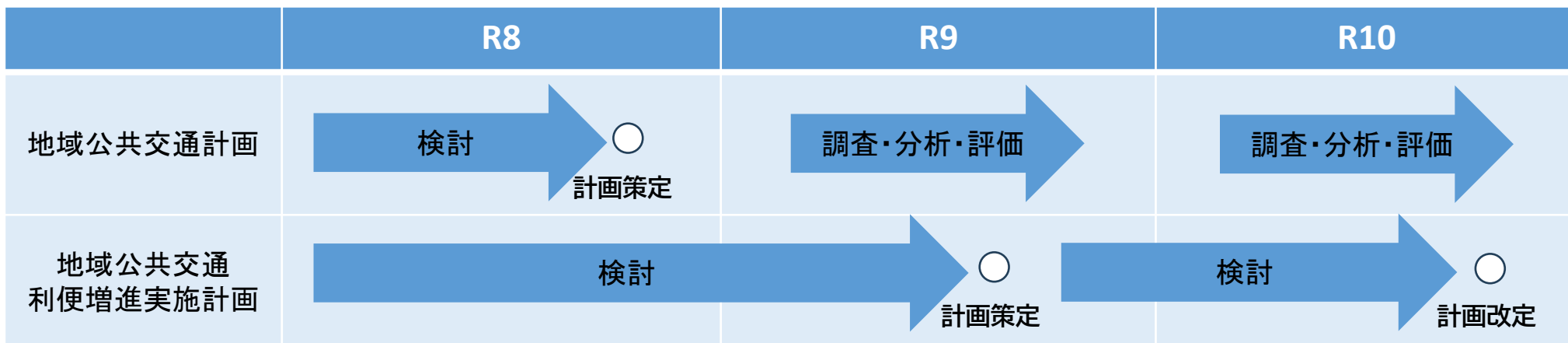
~~令和10(2028)年度末 鉄道運行終了※~~

※ 令和8年3月のバス転換決定前に進路決定した高校生の移動手段を確保

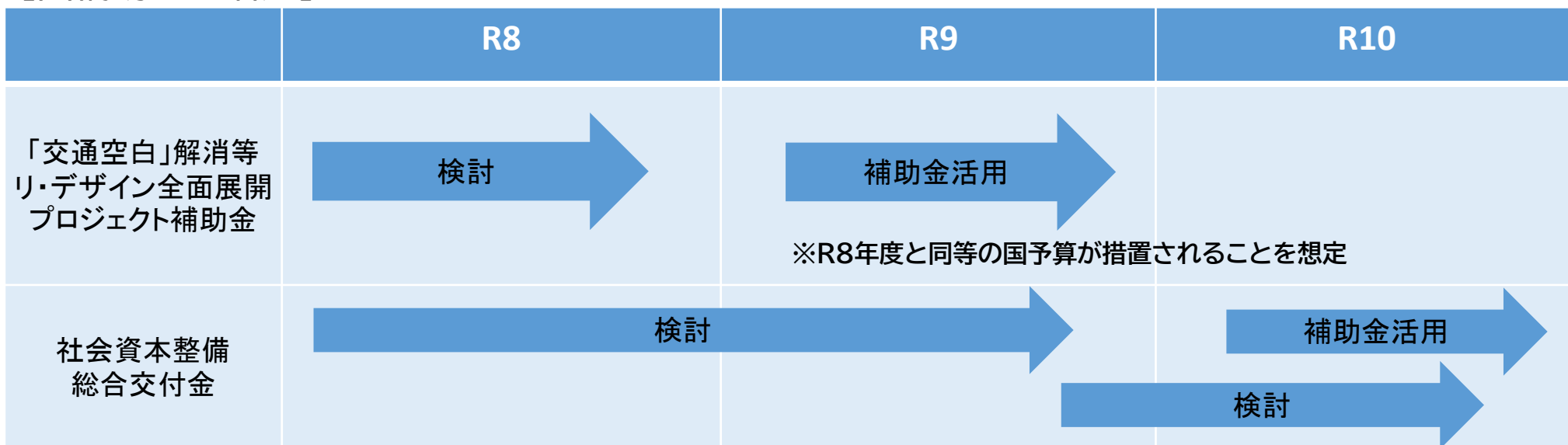
※ 鉄道運行維持のための多額の自治体負担が継続(安全性を確保するため、施設設備の老朽化対策が必要)

運行開始に向けたスケジュール

【計画策定】



【国補助金の活用】



協議会スケジュール

【令和8年度】

第11回 【今回】	① 今後のスケジュールについて ② 平成筑豊鉄道沿線地域公共交通計画について ▶ 計画骨子 ▶ バス事業の運行形態
第12回	① 平成筑豊鉄道沿線地域公共交通計画について ▶ 計画素案 ② 平成筑豊鉄道沿線地域公共交通利便増進実施計画について (地域公共交通計画のパブリックコメント)
第13回	平成筑豊鉄道沿線地域公共交通計画について ▶ 計画案決定 ※書面決議を予定

【令和9年度以降】

9年度	平成筑豊鉄道沿線地域公共交通利便増進実施計画について
10年度	平成筑豊鉄道沿線地域公共交通利便増進実施計画の改定について